保護者の皆様へ

東大阪市子どもすこやか部長

保育園・認定こども園等の登園自粛の緩和について(お知らせ)

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」は、大阪府については継続となりました。また、大阪府知事は、休業の要請を段階的に緩和していく方針が示されましたが、現状では、感染拡大の防止のため、5月18日(月)から5月31日(日)までの間は、従来どおりの登園自粛を継続します。なお、感染者数が減少し、状況が落ち着いた場合には、段階的に臨時休園・登園自粛を下記のとおり緩和することにいたします。

また、緩和後も子どもの健康と安全を確保するため、保護者の方に家庭での保育が可能な場合は、できる範囲で家庭保育の協力をお願いすることといたします。

保護者の皆様には、ご迷惑をおかけしますが感染拡大の防止のため、ご理解 とご協力をお願いいたします。

記

1、令和2年5月18日(月)~令和2年5月31日(日)

緊急事態宣言が期間中に解除された場合でも5月31日までの間は、現在 の登園自粛を継続します。

2、令和2年6月1日(月)~令和2年6月30日(火)

2号・3号認定の方	保護者の職業による施設の利用制限はありませんが、保
	護者の方に家庭での保育が可能な場合は、できる範囲で
	家庭保育の協力をお願いします。
1号認定の方	臨時休園の解除を予定していますが、解除後は2号・3
	号認定と同様に保護者の方に家庭での保育が可能な場合
	は、できる範囲で家庭保育の協力をお願いします。

3、令和2年7月1日(水)以降

今後も感染が落ち着いた状況が続けば、7月1日(水)から通常開所とする予定です。

※新型コロナウィルス感染症の感染状況により変更となる場合があります。

【裏面に続く】

※7月1日以降、保育施設においては通常開所を予定しておりますが、行事等の実施にあたっては、各園の判断で延期、中止となる場合があります。 ※登園自粛を要請している間(6月30日まで)、在宅での保育に協力をしていただいた方に対しては、登園を控えた日数の保育料(利用者負担額)を日割り計算し、減額いたします。

【臨時休園・登園自粛に関すること】

施設指導課(市役所 7 階)電話 06-4309-3201

【保育料の決定に関すること】

施設利用相談課(市役所 7 階)電話 06-4309-3202

【保育料の支払い・還付に関すること】

施設給付課(市役所7階)電話06-4309-3195